

# 農村人口の老令化をめぐって

田 端 光 美

## はじめに

1. 中高年層の就業構造
2. 経営移譲と老後保障
3. 老人福祉の課題

## はじめに

日本の人口老令化現象が社会的問題として、ようやくその福祉政策が具体的に論じられるようになったが、農村、あるいは農家世帯の人口老令化は一層顕著であることに注目される。

昭和35年から45年への年令別人口構成の推移を、農業センサスと国勢調査からみると、全国的に農家世帯の老令人口の比率は高く、しかもその増加テンポが全世帯平均より急速であることが示される。ここに農村の老人問題のより深刻な一面をみることができるといえよう。

家族労働を基調とする日本農業では、自営業と同様に、雇用労働者が否応なしに迎えなければならない、定年という社会的強制ではなく、もっぱら個人の身体的、精神的あるいは環境的条件に応じて就業しつづけてきたところに、その具体的課題は必ずしも老後問題一般と同一ではなかったといえるのである。

それに対して、基本的には自家農業であっても、農業技術の近代化がこれまで農業生産に果してきた老人の役割を奪いつゝあり、したがって、本人の働く意志と能力にかゝわりなく仕事からきり離されるという点で、農村の老人問題もまた、都市労働者と同じであるということがいわれている(註1)。

しかし、現実に日本農業の近代化が進み、農村の老人問題がその様な方向性を持つのだろうかということに疑問を抱くのである。むしろ、日本経済の重荷とさえなってきた農業の低生産性を克服するためにも、資本がつねにその近代化を要請しながらも、その見通しは決して容易でなく、一部を除いては遅々として近代化が進まぬところにこそ、日本農業の矛盾があり、その矛盾の中に包摂された老人問題を、日本の農村はかかえているといえるのではないだろうか。

このような視点から、さしあたり中高年層の就業状

態を分析することによって、農村老人問題の命脈を探ろうとするのが本稿のねらいである。

(註1) たとえば、神保憲雄他「農村の近代化と老人の役割」  
(日本農村生活研究会「農村生活研究」第16巻第2号)  
などがある。

## 1. 中高年層の就業構造

中学、高校を卒業して都市へ就職しないのは肩身が狭いと彼ら自身思いこむほど、若年労働力の流出は激しい。

農林省「農家子弟の新規学卒者の動向」によると、農業就業者は年々減少し、昭和45年3月卒業者のうち自家農業就業者は3万7千人で、新規卒業者総数の3.2%，農業就業率(進学を除いた卒業者数のなかで、農業就業者の占める割合)では7.0%にすぎない。このような若年層の流出結果は農家世帯の老令化を促進し、昭和45年センサスの結果では、60才以上人口の占める割合が全世帯平均10.7%を大きく上まわって、16.7%を示すに到った(第1表参照)。これは

第1表 60才以上人口の占める割合

	農家世帯			全世帯		
	昭35	昭40	昭45	昭35	昭40	昭45
全 国	12.3	14.4	16.7	8.9	9.7	10.7
北 海 道	8.9	11.0	13.9	6.7	7.7	9.0
東 北	10.1	12.3	14.6	8.3	9.7	11.3
北 陸	11.8	13.7	16.2	9.7	10.9	12.4
北 関 東	11.9	13.8	15.7	9.3	9.8	10.1
南 関 東	12.6	14.7	16.7	7.0	7.4	8.1
東 山	13.0	15.5	18.0	10.8	12.2	13.7
東 海	13.2	15.1	17.2	9.0	9.5	10.4
近 畿	13.4	15.5	17.8	8.7	9.3	10.4
山 隊	13.9	16.2	18.9	12.0	13.5	15.5
山 曜	14.4	17.0	19.9	10.8	12.0	13.3
四 国	13.6	16.1	18.7	11.3	12.8	13.8
北 九 州	12.2	14.3	16.5	9.3	10.7	12.2
南 九 州	12.1	14.4	17.3	10.2	11.8	13.8

(註) (1) 農業世帯は各年農林業サンセス

(2) 全世帯は国勢調査より、農業地域区分にあわせて算出

人口問題研究所が推計する昭和65～70年段階の割合である。しかし、ここではあくまでも総人口に占める割合を示しているから、地域別にみると、第1表の

ようにむしろより農業的な北海道や、東北における比率が相対的には低率となってみられるが、厚生省「国民生活実態調査」(昭和43年)によると、雇用者世帯では100戸当60才以上人口25.1人に対し、耕地面積0.3ヘクタール以上農家世帯では85.3人で実に三倍強となっている。いいかえれば、老令者の多くは、専業、兼業を問わず、耕地を持っている世帯で生活しているといえよう。

この農家世帯の老令者は、若年労働力の農外流出のあとを担い、自家農業従事率が増加しているのが全国的な傾向である。たしかに、庄内平野のように稻作中心で1戸当平均経営規模が大きく、しかも、3ヘクタール以上経営層の比率の高い地帯では、農業技術の近代化が推進され、機械化された農業労働過程の中で老人の役割は稀薄化せざるをえないかも知れない。しかし、日本の農政がいかにその方向を推進しようとしても、現実にはこれはやはり一部の地帯にとどまり、依然として零細な経営規模で、しかも離農もままならない多くの農家では、多かれ少なかれ、老令者にむしろ農業労働を依存することになる。その結果、昭和35年から45年への10年間に、男女ともに自家農業従事者率は顕著に増加し、地域的には、いわゆる太平洋ベルト工業地帯に位置して、通勤兼業者の多い南関東、東海、近畿、山陽諸地帯や、あるいは、農業の生産額がいちぢるしく低く、もはや農業を放棄して流出する基幹労働者の多い、いわゆる過疎地帯において、60才以上家族員の自家農業従事率はより高くなっている(第2表参照)。

第2表 60才以上男女別自家農業従事者率  
(%)

	男			女		
	昭35	昭40	昭45	昭35	昭40	昭45
全 国	17.8	20.3	21.6	13.3	16.3	19.5
北 海 道	18.0	20.4	21.6	13.3	16.5	19.7
東 北	13.8	15.8	17.4	9.1	11.7	14.6
北 地 带	16.5	18.0	19.5	12.4	15.1	18.4
北 関 東	16.5	18.6	19.8	11.9	14.9	18.3
南 関 東	17.8	20.7	21.9	13.0	16.2	19.2
東 山	18.3	21.2	22.4	13.9	16.7	20.2
東 海	20.0	22.4	22.8	15.1	17.8	20.7
近 畿	19.5	21.8	23.1	14.6	17.6	20.8
山 隊	20.3	23.2	24.3	16.8	19.8	23.1
山 陽	21.8	24.9	26.2	17.5	21.4	24.5
四 国	20.1	23.2	24.5	16.0	19.2	22.3
北 九 州	18.0	20.5	21.5	13.2	16.4	19.4
南 九 州	18.4	21.9	23.9	15.7	19.1	22.8

(註) 農林省「農林業センサス」による。

もちろん、農業に従事するといつても、農繁期にだけ手伝う程度のものから、年間150日以上(戸外作業を主とする農業では、150日以上就労は基幹労働力と考えられる)就業するものまでその程度はさまざまであり、農業従事者率のみで農家老令者の労働が強化されたと概にいうことはできない。そこで、年令階層別に自家農業就業日数からその就業状態をみると、男子では55~60才層ではもちろん、60才以上層でも150日以上就業する割合がもっとも多い。東北、北陸など相対的に基幹労働力が確保されている地帯を別とすれば、65~69才層でも男子就業者のうち30%以上は150日以上の就業者で、関東、中国・四国地域ではさらにその比率が高いことは第3表に示されるおりである。統計の制約上(日数区分が150以上、60~149日、59日未満の3区別である)、大まかな把握よりできないが、150日未満でも相当日数就業する者もかなりあると考えられ、もはや、農家の老人が土に生きがいを感じて農業を続けているという以上に、不可欠の労働力とさえなっているのである。そして、労働の種類そのものは決して重労働ではないかも知れないが、とくに稻作単作地帯ではその傾向は強いであろう。果樹、蔬菜、花卉栽培など商品作物部門では機械化されない労働が多く、市場への出荷の関係からも、とりわけ近郊農村においては労働集約度は高いのである。近年、消費需要の大きい、いちごなどを例にしても、その栽培技術の進歩によって生産期間が大巾に延び、農家の所得増に一役を果しているかげに、一見、「女でも年寄りでもできる仕事」という単純な収穫作業が、そら容易な労働ではなく存在することを見逃すことはできない。

さらに、農業就業日数が59日未満、あるいは60~149日である中高年層が、必ずしも農業にだけ従事しているのではないことを第4表、すなわちこの年令層の就業状況にみることができる。70才以上ではさすがに非就業率は高くなるが、65~69才では男13%, 女34%, 60~64才ではそれぞれ8%, 21%で、農業、農外をあわせての就業率は相当高いとみることができる(女子の場合には、近年農村に進出した下請工場や、農産物加工場の販賣業に出たり、土方などの日雇に出る嫁たちの代りに家事労働を担って、就業率は概して低い)。農業への就業日数が相対的に少ない東北、北陸の地域について、それは農業の基幹労働力が確保されているからであるとみなしてきただが、今この就業状況をみると、それはむしろ兼業に

第3表 年令別農業就業日数

(%, 各年令別農業就業者数=100)

	男			女		
	59日未満	60~149日	150日以上	59日未満	60~149日	150日以上
全 計	29.4	23.3	47.3	45.0	24.4	30.6
全 国	23.0	20.4	56.6	29.8	27.0	43.2
55~59才	23.4	23.6	53.0	41.7	25.7	32.6
60~64才	23.4	23.6	53.0	53.0	24.7	22.3
65~69才	28.7	24.9	46.4	72.2	16.7	11.1
70才以上	44.5	24.7	30.8			
計	24.6	15.5	59.9	41.3	25.1	33.6
北 海 道	55~59才	15.6	14.4	70.0	28.7	24.3
	60~64才	23.5	12.5	64.0	41.0	30.1
	65~69才	29.4	18.0	52.6	62.3	22.1
	70才以上	46.1	21.7	32.2	76.8	20.1
東 北	計	37.0	25.7	37.3	55.2	22.8
	55~59才	23.6	22.7	53.7	41.0	24.4
	60~64才	31.0	29.2	39.8	58.0	23.3
	65~69才	44.2	27.0	28.8	69.8	20.7
	70才以上	61.9	23.5	14.6	72.8	19.6
東 中 國	計	24.5	18.4	57.1	40.1	24.3
	55~59才	16.4	15.5	68.1	25.6	25.4
	60~64才	18.1	19.1	62.8	35.1	25.1
	65~69才	26.1	17.0	56.9	50.8	25.4
	70才以上	42.2	22.8	35.0	72.1	18.6
東 京	計	36.3	31.2	32.5	55.2	26.4
	55~59才	28.6	29.9	41.5	38.6	34.2
	60~64才	29.1	32.9	38.0	53.6	25.2
	65~69才	38.7	31.1	30.2	64.0	26.7
	70才以上	56.5	31.3	12.2	84.2	11.3
東 海	計	31.5	26.1	42.4	39.7	30.3
	55~59才	31.1	17.5	51.4	25.3	35.0
	60~64才	30.6	27.3	42.1	34.5	31.4
	65~69才	26.0	32.1	41.9	52.4	25.6
	70才以上	37.8	27.6	34.6	62.0	24.5
近 畿	計	36.9	26.3	36.8	59.4	23.9
	55~59才	34.4	21.1	44.5	41.2	34.9
	60~64才	32.9	29.1	38.0	55.2	23.4
	65~69才	28.2	30.9	40.9	70.1	20.1
	70才以上	51.7	24.3	24.0	82.2	11.2
中 国	計	26.4	22.9	50.7	40.9	21.2
	55~59才	25.3	22.9	51.8	24.3	22.7
	60~64才	19.8	17.9	62.3	34.3	22.7
	65~69才	20.3	24.8	54.9	41.8	23.2
	70才以上	36.2	25.3	38.5	66.8	16.1
四 州	計	26.5	23.5	50.0	37.6	25.8
	55~59才	20.7	19.7	59.6	22.4	24.9
	60~64才	18.0	25.1	56.9	32.2	29.6
	65~69才	24.7	26.1	49.2	41.9	29.1
	70才以上	43.8	23.6	32.6	71.2	16.8

(註) 農林省「中高年令農業經營主調査報告」より算出

従事する結果であることが明らかとなる。それでも出稼ぎによらなければほとんど労働市場を得られない東北の兼業従事率は低い方といわねばならず、北陸、東海、近畿、中国・四国地域では、55~59才層の50~60%は農業と兼業とに従事し、それは60~64才層でも30~40%強を占めている。このように、農家世帯の中高年層の就業状態は自家農業従事率が増大しているという面からだけでなく、その日数、さらに兼業従事を加えて、年々強化されているとみるべきである。毎年実施されている国民健康調査によると、人口100人当り有病率は55~64才層の男子19.7%，女子20.4%（昭和45年）であるから、

少しぐらい身体に故障があってもなお働いているといえよう。いいかえれば、健康であるかぎり、何れかの業態で、何れかの程度で就業しているのである。

さらに、出稼ぎ者の年令も年々高令化していることも、中高年層の就業状態を示す一つである。もちろん出稼ぎは比較的限られた地域の現象であり、全体的問題ではないかも知れないが、これまでの統計で比較的中高年層の就業率が低いとみてきた地域の問題だけに無視することはできない。農家の若年労働力が減少すれば、農家からの出稼者の平均年令が高くなるのは一見、当然のようにみられるが、従来、過剰就業といわれてきた農業労働力が減少してなお、農業だけでは収支相償なはず、しかも、地元に就労機会のない農民が出稼収入に依存しなければならない現実の中で、その出稼ぎ収入の扱い手が高令化していることを、中高年層の問題として考えるのである。

農家就業動向調査によると、昭和40年には全国出稼ぎ者総数は28.8%増加しているが、35才以上では66.9%増で、34才未満がおおむね減少する中で、増加数のほとんどを35才以上層が担っている。その結果、昭和40年には出稼ぎ総数に占める35才以上の割合は49.4%であったが、その後、年々その割合は上昇し、45年には64.0%に達した。出稼ぎ者がとくに多い東北については、昭和42年からさらに細かな年令区分で集計されているが、同じような傾向にある中で、60才以上の出稼ぎ者が45年には4,700人、出稼ぎ者総数の3.1%とはいいうものの、わずかながら増加する傾向を示していることに注目すべきである。

第4表 55才以上世帯員の就業状況

(%,男女別,年令階層別総数=100)

		男				女			
		農業のみ	農業と兼業	兼業のみ	非就業	農業のみ	農業と兼業	兼業のみ	非就業
全 国	計	56.7	22.7	2.2	18.5	56.9	5.0	0.9	37.2
	55~59才	48.3	45.3	2.8	3.5	76.7	11.1	1.0	11.3
	60~64才	60.3	28.9	3.2	7.6	71.4	5.8	1.2	21.6
	65~69才	68.6	16.8	1.7	12.9	61.5	3.5	1.0	34.0
	70才以上	52.4	5.2	1.3	41.1	29.8	0.9	0.6	68.7
北 海 道	計	67.4	12.0	3.7	16.9	50.8	3.3	0.7	45.2
	55~59才	73.6	20.9	3.5	2.0	77.9	6.0	0.6	15.5
	60~64才	75.7	12.9	6.7	4.7	68.2	3.5	1.5	26.8
	65~69才	76.1	8.3	3.6	12.0	45.5	2.5	1.1	50.9
	70才以上	43.6	2.9	0.8	52.7	11.2	0.6	—	88.2
東 北	計	54.2	20.0	3.3	22.5	45.8	2.7	1.2	50.3
	55~59才	55.4	35.6	4.7	4.3	71.0	4.8	2.2	22.0
	60~64才	56.6	28.2	4.5	10.7	57.8	3.3	1.0	37.9
	65~69才	65.7	12.5	1.8	20.0	45.5	1.8	0.8	51.9
	70才以上	42.1	4.1	2.0	51.8	15.9	1.3	0.7	82.1
関 東	計	58.8	17.8	2.7	20.7	55.9	4.4	1.0	38.7
	55~59才	54.5	37.4	4.1	4.0	80.5	10.3	0.9	8.3
	60~64才	67.5	21.1	3.9	7.8	71.9	5.1	1.7	21.3
	65~69才	72.2	12.3	1.8	13.7	57.4	2.7	1.2	38.7
	70才以上	47.4	3.7	1.3	47.6	26.4	0.3	0.6	72.7
北 陸	計	48.9	26.6	3.4	21.1	64.1	4.1	0.3	31.5
	55~59才	34.8	57.3	3.8	4.1	77.9	20.7	0.4	11.9
	60~64才	54.5	29.1	6.4	10.0	81.1	4.3	0.3	14.3
	65~69才	63.2	16.0	2.8	18.0	68.8	1.9	0.4	28.9
	70才以上	46.6	3.7	0.9	48.8	34.5	0.5	0.2	64.8
東 海	計	54.4	31.2	0.9	13.5	60.4	9.3	1.8	28.5
	55~59才	36.7	61.3	0.6	1.4	70.4	20.7	2.3	6.6
	60~64才	50.7	42.7	0.7	5.9	75.7	8.1	1.0	15.2
	65~69才	66.4	22.7	2.2	8.7	68.7	8.5	3.5	19.3
	70才以上	60.0	9.3	0.4	30.3	36.7	1.3	0.9	61.1
近 畿	計	54.2	31.5	2.2	12.1	59.6	7.5	1.1	31.8
	55~59才	37.5	59.2	0.5	2.8	78.6	15.3	0.4	5.7
	60~64才	49.5	43.8	1.3	5.4	76.6	8.1	2.4	12.9
	65~69才	64.0	26.9	3.9	5.1	63.9	8.8	0.4	26.9
	70才以上	62.3	5.8	2.9	29.0	36.2	1.6	1.1	61.1
中 国 ・ 四 国	計	58.6	25.4	0.9	15.2	65.0	6.6	0.7	27.8
	55~59才	42.4	53.3	1.0	3.3	76.4	16.6	0.7	6.3
	60~64才	58.9	33.5	1.7	5.9	77.7	7.8	0.4	14.1
	65~69才	68.5	20.9	0.5	10.1	76.3	4.2	0.8	18.7
	70才以上	62.4	7.2	0.6	29.8	45.0	1.1	0.7	53.2
九 州	計	57.7	22.6	1.3	18.4	56.6	5.2	0.6	37.6
	55~59才	47.4	47.7	1.5	3.4	77.8	10.8	—	11.4
	60~64才	62.4	29.6	1.3	6.7	70.5	8.1	1.3	20.1
	65~69才	71.2	17.1	0.8	10.9	66.3	2.5	0.9	30.3
	70才以上	52.6	4.0	1.4	42.0	27.7	1.1	0.4	70.8

(註) 農林省「中高年令農業經營主調査報告」より算出

以上、種々の点から明らかにしてきたよう、農業就業人口の減少によつて、農家の高令者の労働負担は却って増加してゐる。しかもそれは、若年労働力の離村、あるいは在宅就職が進む地域ほど、また、土地生産性をあげようとして労働集約的部門を導入する近郊農村ほど顕著であることがらすれ

第5表 出稼者の年令構成

		単位=100人。( )内%					
		昭 45	44	43	42	41	40
全 国	計	2,965(100.0)	2,752(100.0)	2,359(100.0)	2,187(100.0)	2,353(100.0)	2,302(100.0)
	19才未満	23.4( 7.9)	247( 9.0)	268( 11.4)	271( 12.4)	263( 11.2)	243( 10.6)
	20~24	29.8(10.1)	284(10.3)	223( 9.4)	196( 9.0)	231( 9.8)	272( 11.8)
	25~34	53.5(18.0)	561(20.4)	496(21.0)	491(22.5)	602(25.6)	651(28.3)
	35才以上	1,898( 64.0)	1,660( 60.3)	1,371( 58.1)	1,228( 56.1)	1,256( 53.4)	1,137( 49.4)
東 北	計	1,539(100.0)	1,441(100.0)	1,261(100.0)	1,112(100.0)		
	19才未満	13.5( 8.8)	159( 11.0)	167( 13.2)	144( 12.9)		
	20~24	181(11.8)	177(12.3)	132( 10.5)	109( 9.8)		
	25~29	123( 8.0)	131( 9.1)	121( 9.6)	115( 10.3)		
	30~34	179(11.6)	187(13.0)	167(13.2)	155(12.9)		
(男)	35~59	874( 56.8)	753( 52.3)	646( 51.2)	566( 50.9)		
	60才以上	47( 3.1)	34( 2.4)	27( 2.1)	25( 2.2)		

&lt;資料&gt; 農林省「農家就業動向調査」より算出

ば、現実に日本の農村では高令者が仕事を失なう事態は、今のところ遠い先のように考えられるのである。

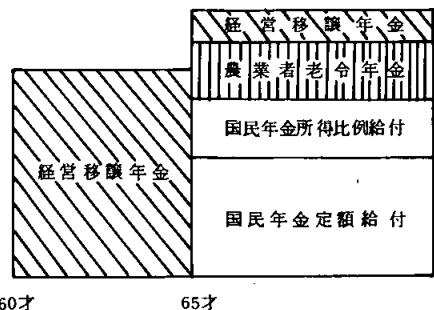
## 2 経営移譲と老後保障

農業労働力の老令化現象は日本のみならず、工業化の道を進むヨーロッパ諸国でも、多かれ少なかれその様相はみられ<sup>(註2)</sup>、老令化による農業の生産性低下に対する施策として、経営の若返り策、すなわち経営移譲を促進するため離農年金制度が、わが国に先がけて実施されたことはすでに明らかにされているところである。

わが国でも農業構造改善事業を進める一環として、多くの曲折をへて<sup>(註3)</sup> 昭和45年、農業者年金基金法が制定された。この制度による業者年金事業は、農業者の老後生活の安定と後継者への経営移譲を促進して、農業の近代化を推進しようとする、拠出制の経営移譲年金と農業者老年年金の給付を行なうが、この他に、すでにこの加入要件を充たさない老令者への補完措置として、農業者年金の対象にならない者が離農した場合に支給する離農給付金制度が10年間に限って規定されている。

農業者年金制度は国民年金の上に付加される制度（農業者にも厚生年金なみの老後保障をというのが一つの趣旨であった）として成立したので、その対象は当然国民年金の被保険者であり、しかも一定の経営規模以上（0.5ヘクタール以上、北海道は一部を除き2.0ヘクタール以上）経営する経営主に限られる。給付は20年の保険料納付と65才に達する以前に経営移譲することを要件として、60才から支給される経営移譲年金と、その給付を受けていて65才に達した時、あるいは65才以前に経営移譲しなかった者で保険料納付期間が20年以上ある者に65才から支給される農業者老年年金とがある。したがって、かりに60才までに経営移譲した人は、60才から65才までは経営移譲年金が支給され、65才からは①経営移譲年金、②農業者老年年金、③国民年金定額給付、④国民年金所得比例給付の4種類の年金が支給されることになるが、経営移譲年金はそれまで10分の1の給付額となり、さしあたり、図に示すと、次のような型となる。

年金給付の型



しかし、年金問題ではいつもいわれるように、農家高令者の場合も例外ではなく、農業者年金制度は発足したばかりであるからいうまでもないが、すでに60才以上に達している人の多くは公的年金非加入者であることがある。先にも利用した農林省「中高年令農業経営主調査報告」から、55才以上の農業経営主（ $\frac{1}{4}$  任意抽出調査）の公的年金との関係をみると、65才以上ではほとんどが非加入者である。55～59才層では85%が加入しているが、60～64才層、また、経営主が妻である場合（年金区分はない）には約半数が加入しているのみである。加入者の90%までは国民年金で、残り10%が各種共済組合や船員保険であるが、60～64才層の被加入者の中には、年権受給権を得てから自家農業経営主になった人や、国民年金の所定の納付を終えて受給年金に達していないという、すなわち受給権をもっている人が22%含まれている。

老令福祉年金も含めてすでに受給している人もあるので、結局公的年金と全く結びつかない者は第6表に示したように、老令福祉年金の受給年令にも達しない65～69才でもっとも多く87%であり、また公的年金非加入者が47%である60～64才層でも、その62%が全く無関係である比重は大きい。つまり、59才未満では何らかの公的年金加入者であるか、また、すでに各種共済組合年金の受給者である割合も相対的に多く、公的年金と結びうる年令層と考えられるが、60才から70才の年令層では過渡的措置としての老令福祉年金にも年令が達しないため、さしあたり老令福祉年金の質的問題を問わなければ、もっとも問題は大きいといえよう。

今、老令期を迎える、あるいは迎えようとしている人々の経済保障がきわめて不十分であることは、このように年金制度に結びつかない場合にはもちろん、かりに国民年金に加入しているにしても、その給付内容からすれば決して生活保障になりうるものでないだけに、

第6表 公的年金の加入と受給

	総計	男				女	
		計	55~59才	60~64才	65~69才		
55才以上農業経営主数(人)	1,641,066	1,533,194	431,071	402,465	343,908	355,750	107,872
公的年金加入者(%)	39.3	38.4	85.3	53.0	1.8	0.3	51.9
( )内、うち国民年金加入者	(89.8)	(89.0)	(89.1)	(91.9)	( - )	( - )	(98.1)
公的年金非加入者(%)	60.7	61.6	14.7	47.0	98.2	99.7	48.1
うち受給者(%)	35.3	36.1	26.7	15.1	7.7	76.2	20.0
国民老令福祉年金年金	27.7	28.2	-	-	1.8	73.4	18.3
その他の厚生年金・船員保険	1.1	1.1	5.1	1.6	0.7	0.5	0.3
各種共済組合	1.5	1.5	38	3.0	1.2	0.7	0.5
うち、全く関係しない者(%)	5.1	5.3	17.9	10.5	3.9	1.7	0.9
うち、受給権者(%)	9.2	8.8	3.6	22.7	5.3	5.6	16.1
国民老令年金	4.8	4.4	-	22.2	-	-	12.1
老令福祉年金年金	3.9	4.0	-	-	5.2	5.6	2.9
その他の厚生年金・船員保険	-	-	-	-	-	-	-
各種共済組合	0.3	0.2	2.8	0.2	0.1	-	0.6
うち、全く関係しない者(%)	0.1	0.1	0.9	0.4	0.1	-	0.4

<註> 1. 非加入者のうち、受給者、受給権者、全く関係しない者の割合は、いずれも非加入者を100としたものである。

2. 農林省「中高年令農業経営主調査報告」より作成

自営業としての農業の場合には経営移譲が問題となる。農民年金問題がまだ検討中の段階で、さらに制定された農業者年金基金法の中に、離農年金給付が具体的に実施された背景には、経営の若返りというよりもむしろ第三者への経営移譲、すなわち土地流動化によって経営規模を拡大し、農業の近代化を促進することに本来のねらいがあったといえる。しかし、前述の農林省調査によても、全く自家農業をやめたいと考えている人はきわめて少ないのである。すなわち、すでに後継者を決めている人は全体で81%あり、決めていない残りの19%の人たちの中でも $\frac{1}{4}$ はこれから決めて継続する意向であるし、半数は自分自身が出きなくなったら別として、とにかく自分だけは続けたいと希望しているから、そう容易に農地を手離すとは考えられず、したがって規模拡大による近代化の実現も困難

とならざるをえないであろう。それは当然、働く老人が農業からさり離されるという予想を困難とする。それは後継者を決めている人たちに

も同様で、第7表に示すように、その後継者が農業のみに従事しているのは三割弱で、農業外に就労しているかあるいは兼業をしているのが現状である。しかも、経営主が70才以上の世帯では名義は別として、事実上かなり後継者が主になっているであろうから、後継者の農業従事率は高いが、経営主が69才未満の場合には、農業専従と農業が主である人の合計よりも、農業外専従と兼業が主である人の方が多く、この傾向は経営規模が小さくなる程、より明確な格差となってあらわれている。このことは兼業の仕事の種類にもよると思うが、これから先も農外就労を続けないとはいいきれないのであって、一方で前述のように、現在の経営主が自家農業を維持しつづけたいと考えれば、当然そこには高令になってしまってなお、働き続けざるを得ない農家老人の姿がみられるのである。しかもその必然性

は農家経済の状態からも充分裏づけられる。

近年、農家の消費水準は顕著に上昇し、都市勤労者との格差は解消したと国民生活白書などに報告されるが、その上昇を支えているものが農業所得の増大ではなく、大巾に農業所得であることがしばしば問題とされるところである。すなわち、農業所得が40%強より家計費を充足していない（昭和45年、全農家平均）現在の農家生活において、かりに兼業所得の道を失なったならば、もはや節減によってやり

第7表 農業経営者の状況

経営主の年令 男・女別	後継者を決めている割合	後継者の就業状態(後継者数=100)						(%)	
		農業のみ	農業と兼業		農業以外	在学中	その他		
			農主	兼主					
総数	81.0	27.4	16.8	36.2	17.2	1.8	0.6		
経営主の年令 男	計	81.5	28.0	17.1	35.8	16.7	1.8	0.6	
	55~59	73.5	23.7	14.4	34.8	22.1	4.3	0.7	
	60~64	80.8	25.2	16.3	37.7	18.6	1.4	0.8	
	65~69	84.6	28.9	19.3	36.9	14.0	0.7	0.3	
	70才以上	89.0	34.4	18.7	33.9	10.9	0.5	0.4	
経営規模の別 都府県模別	女	74.0	18.0	11.4	42.8	24.8	1.7	1.4	
	0.3~0.5	62.1	4.3	3.6	55.8	33.2	2.3	0.8	
	0.5~1	79.1	12.4	12.1	48.4	24.1	2.0	1.0	
	1~2	90.5	38.7	23.9	26.9	8.7	1.4	0.4	
	2~3	96.9	56.3	29.8	8.6	4.1	1.2	-	
	3ha以上	99.3	66.3	26.6	4.2	2.0	0.9	-	

<註> 農林省「中高年令農業経営主調査報告」による

くりしるる限度をこえているから、その生活は脆くも破綻をきたすであろう。もちろん、農業所得による家計費充足率は経営階層によって開差がみられ、一応、80%を越えている2ヘクタール以上層では、若干生活水準をきり下げるこことによって生活の破綻を避けられるものとしても、その階層に属する農家はわずか6%に過ぎない。したがって、多くの農家の消費水準の上昇はきわめて不安定な基盤の上に立つものといえよう（第8表、第9表参照）。

第8表 農家経済の概況

	農業 （千 所 得）	農外 （千 所 得）	農家 （千 所 得）	農外 所 得 率 （%）	家 計 費 （千 総 額）	農業 充 足 率 （%）
年次別	昭和41年	413.3	448.1	861.4	52.0	726.4
	42	510.1	519.6	1,029.7	50.5	853.0
	43	527.0	598.7	1,125.7	53.2	958.0
	44	529.3	720.7	1,250.0	57.7	1,082.6
	45	508.0	885.2	1,393.2	63.5	1,225.2
経営規模別	0.3～0.5	163.1	1,185.2	1,348.3	87.9	1,176.3
	0.5～1.0	384.7	944.1	1,328.8	71.0	1,182.4
	1.0～1.5	727.8	682.0	1,409.8	48.4	1,251.5
	1.5～2.0	952.7	496.1	1,448.8	34.2	1,296.5
	2.0～2.5	1,144.3	411.0	1,555.3	26.4	1,360.0
	2.5～3.0	1,410.8	379.6	1,790.4	21.2	1,459.4
	3.0 ha以上	1,628.9	271.7	1,900.6	14.3	1,554.9
						104.8

（註）農林省「農家経済調査報告」による

第9表 経営規模別農家構成

昭和45年

経営規模	構成率
0.3ヘクタール未満	21.0%
0.3～0.5	17.4
0.5～1.0	31.0
1.0～1.5	16.8
1.5～2.0	7.8
2.0～2.5	3.3
2.5～3.0	1.4
3.0以上	1.2
計（例外規定を含む）	100.0

（註）農林省「1970年農林省センサス」

農家経済の収支バランスをいちぢるしく乱すことになるであろうし、高令者自身にとって老後保障のないまゝ、不安が常につきまとうことになる。そして農業も農外就労も決して見通しが明るいとはいえない日本の経済構造の中で、零細な農業による所得と、家族の農外収入とで相互補完しながら維持されているのが、農家経済の現状であるとすれば、第三者に経営移譲する、すなわち離農することも容易に考えられず、老嫗に鞭打ちながらも農業を続ける高令者の姿が描かれるのである。

（註2）中山弘正「ソ連邦の農業労働力」、松浦利明「西ドイツ

における農業労働力の構造変化」、渥塚忠躬「フランスの農業労働力の諸問題」（農村統計協会「農村統計調査」第22卷第2号）参照

（註3）拙稿「農民の社会保障をめぐる若干の問題点」（社会福祉学科「社会福祉」第14号）参照

### 3. 老人福祉の課題

農業の地帯的特質によりその差はあるにせよ、全国的に農業就業人口が減少するなかで、農家の高令者の

多くは今のところその後継者家族と生活をともにしながら、むしろ労働は強化されれていることをこれまで統計的に明らかにしてきた。

日本経済の高度成長過程は、一方で農業の近代化を企図しつゝ、相対的に農業の経済的基盤を弱体化させたことによって、社会的には農業による老人扶養力が減退したということができ

る。したがって老人も働く

以上のようにみてくると、老令期を迎えるとしている人々が、今、主として農外兼業に就労している後継者に農業を移譲することは、その世帯にとっては農外所得を大巾に失うことにもなり、

ける限り自家農業に従事し、家族はできる限り兼業収人の道を求めて働くというのが多くの農家の現状であり、この補完しあう形のもとで家族生活は維持されている。多くの場合この補完関係は、同居して家計をともにする時、もっとも効果的に行なわれるが、出稼ぎのように一時的に別居せざるをえない場合や、またそれが世帯分離へと進むことも当然考えられる。

高令者世帯の増加が老人問題の一つの果題となっているが、現在、高令者世帯が少ないとみられる農村でも、今後その状態が存続するか否かは、やはり一つの焦点となるであろう。老人と家族の相互関係がどのようにあるかが、老人福祉に対する施策の前提となると考えるが、持田照夫氏の分類（註4）にしたがって若干の検討をしよう。まず、その分類は次のとおりである。

#### （1）組みこみ型

昔からの型で、老人には家長的な力があり、後継者と協力しあって家を守りたてている型、老人の生き甲斐は強い。

#### （2）半独立型

老人が農業を、後継者が通勤などで家計を別にし、生活の場まで分離していく傾向にある。新しい型ともいえるし、老人に力のある間は好ましい型とも

いえる。

#### (イ) 家族扶養型

老人が高令にあり、自力で生活しにくくなると自然に後継者の家族に扶養される形になる。したがって、(イ)、(ロ)からの移行型ともいえる。いわゆる「老人らしい」生活の型である。

#### (ロ) 独立分離型

一般の農村では何かの事情がないと起きにくい型であるが、隠居分家制と考えればあり得ない型ではない。

#### (ハ) 独り老人型

自分達以外に介助を期待できる家族を持たない型で、現在の農村の矛盾を最も強い形で受けている型である。

持田氏は老人と家族との関係をこのように五つの型にまとめられているが、問題は老人の生活が今後どの様な型になっていくかあるとすれば、ここに分類された型へいかに移行するかであり、その場合たちにこの五型に整理することは、現実の農家の姿からみてやゝ飛躍するように考えられる。すなわち、(イ)組みこみ型と(ロ)半独立型の間の問題である。(イ)組みこみ型は比較的大きな経営規模で、いわゆる農家らしい農家が想定され、東北などに典型的にみられる型と考えられるが、ここでいう「後継者と協力しあう。協力とは農業に従事していることである。(ロ)半独立型の農業は老人、後継者は通勤の形も今日全国的にとくに近郊農村では多くみられる型であるが、しかし、「家計を別にし生活の場まで分離していく傾向」に必ずしも移行しないのではないかと考えられる。先にも述べた様に世帯をともにしながら役割を分担し、そして補完しながらかなりの生活水準を維持している場合には、生活の場まで分離することはむしろ、家族関係がうまくいかないなどの特殊な場合に限られると思う。そしてそれは、都市が住宅問題でやむなく別居せざるをえないのと異なり、住宅問題を解決する手段を持っていることで同居は可能となる。実際、昭和47年9月、日本女子大学農家生活研究所で行なった奈良近郊農村の例でも、長男あるいは養子が恒常的勤務に従事しながら、世帯を共にしている例は多くみられたが、これらの通勤可能な農村ではそう容易に世帯分離は行なわれないと考える。

したがって、老人と後継者とが協力しあう(イ)組みこみ型をとくに農業従事に限らず、(ロ)農業従事によるものと(ハ)兼業従事によるものとすれば、前者は東北に典

型的にみられ、後者は西日本、あるいは近郊型ともいいうことができよう。このように二つの型に分けて考えると、(イ)～(ロ)型は持田氏の説明の様に(イ)家族扶養型に移行するであろうが、(イ)～(ハ)型はもう少し複雑な経過をとるであろうことが予想される。農業担当者であった老人が高令になった時、兼業に従事していた後継者が農業を継ぐ時はすなわち(イ)～(ロ)型となって(イ)に移行するが、兼業を続ける時には(イ)への移行はぎりぎりまで延期され、また勤務の都合では別居から、(ハ)独り老人型になる可能性もある。

このように兼業に従事する後継者が通勤可能な場合は、むしろ協力しあっているものとして(イ)組みこみ型を二つに考えると、(ロ)半独立型は当然、通勤不可能な、すなわち他出離村型兼業従事が中心になり、やむをえず生活の場まで分離した結果といえる。老人が健康で農業を続けられる間はよいとして、働きなくなった時、後継者が帰村するか、老人が村を離れるかによって、(イ)家族扶養型になりうるが、多くの場合何れの選択も実現は困難で、結局(ハ)独り老人型になる可能性は大きい。その意味で核家族の形成という新しい型ではあるかも知れないが、好ましい型とは一概にいえないのである。

(ハ)独立分離型は持田氏も一般に起きにくい型と説明されているが、さしあたり余程社会保障が充実するか、または山林所有者ででもなければ実際には考えられない。

以上をまとめると、先に述べてきた様な兼業家族の増加と高令者の自家農業従事増加から、結局、肉体的に許されるかぎり働いている(イ)組みこみ型と(ロ)半独立型が一方存在し、そこから移行した(イ)家族扶養型や、(ハ)独り老人型が他方に存在する農村の姿が描かれるのであるが、ここで注目しなければならないのは、現状とその移行過程を考えるとき、従来比較的少なかった(ハ)独り老人型が農村でもまた増加すると予想されることである。とくに若年労働力の離村就職の多い地域では、かりに都市からのUターン現象があるとしても、自家農業従事者になるとはかぎらないから、この傾向は強いといえるであろう。

老令人口率が高いことに示されるものが、農家世帯に老人が多く居住している現状から、老令世帯が多い地域社会へ変った時、社会的扶養の質も経済保障のみならず、地域社会におけるケアの問題がきわめて重要なってくる。また、長年にわたって肉体を酷使しているだけに医療保障、サービスの地域格差<sub>(註5)</sub>は農

村地域の老人にとって深刻である。これらの問題を含め、全国的に農村の環境整備事業が計画、実施されつつあるが、次にあげるのは東北稻作地帯の一例で、昭和50年を目標とする施設配置計画である。

#### コミュニティ単位の施設配置

コミュニティの名称 区分		基礎集落圏	一次生活圏	二次生活圏	三次生活圏
圏域の限界		幼児・老人の徒歩界限程度	小学生の通学区域程度	中学生の通学区域程度	広域市町村圏域 (一市一郡)
配置される公共施設の系統	社会福祉	保育所 児童遊び場 児童館	→	公営住宅 老人いこいの家	養護老人ホーム 老人福祉センター 有料老人ホーム 児童文化施設 心身障害児施設
	学校教育	幼稚園	→ 小学校	一小学校、スクールバス 一給食センター 一プール	リハビリー施設 小、中学校理科教育センター 高等学校 高等専門学校 短期大学
	社会教育	地区公民館 集会 老人雑談		→ 中央公民館 (集会、図書室)	青少年センター 交通安全教育センター 市民会館、青年の家 図書館、美術館 研修施設 民俗資料館
	医療		健康センター	診療所 → 町立病院	総合病院 → 伝染病隔離病舎 集団検診センター
	環境衛生 レクリエーション 保安 産業その他		省略		

(註) →は各施設の段階ないしネットワーク的配置関係を示す

社会的施設がいちどるしく欠如している農村地域にとって、この例のような公共施設が整備されることはあるいはもちろん望ましいことであり、健康な老人、あるいは

すでに仕事を離れて家族と生活をともにしている老人にとっては、生活を豊かにする一役を果すかもしれない。しかし働きつけ、そして健康障害をもつ老人、あるいは老令世帯としてとり残される老令者が次第に

増加する今日の農村において、すべての老人の日常生活権が保障されることこそまず必要であるとすれば、施設配置だけでは不十分であり、いわゆるサービス機能が有機的に結合しなければ、施設もまた十分に機能しえない結果となる。その意味から、ホームヘルパーの運用制度や、さらに、広域市町村計画そのものの検討が今後の課題となるのである。

(註4) 「農村建築」671,72  
(農村建築研究会),  
および「農村の老人生活と老人福祉施設の計画」(日本農村生活研究会「農村生活研究第16巻、第2号」)などによる。

(註5) 拙稿「農村における老人福祉問題」(日本農村生活研究会「農村生活研究第16巻第2号」)で若干とりあげている。